

●シンポジウム・〈軍事同盟のない世界へ——改定五〇年の安保条約を問う〉基調報告より

軍事同盟のないアジアと日本

早稲田大学教授
水島朝穂



— はじめに —

「安保」を考える
「モノ」語りから

私の話は、いつも「モノ語り」で始まります。私が国内外から収集した「歴史グッズ」です。本日の最初の「モノ」は、アフガニスタン国際治安支援部隊（ISAF）の将校が携帯する軍用地図です（次頁掲載の写真参照）。濡れても大丈夫なように布で作られていて、アフガン全土の地名が詳細に記載されています。また、関連してこれは、ISAFのカナダ軍兵士がかぶる帽子です。横にISAFのロゴが入っています（21頁掲載の写真参照）。この六月二四日発表の数字（）によると、カナダ軍は二八三〇人を派兵して、これをかぶった一四八人が死亡しています。また、ドイツ軍は四三五〇人

中、四三人が死んでいる。ドイツ軍は比較的安全とされるアフガン北部に展開し、カナダ軍は危険な南部に派兵しているため、死亡者はカナダがドイツの五倍以上です。こうした点は派兵諸国内でも矛盾点になっています。ちなみに死者は米兵が一番多く、一一四二人、次いで英国の三〇七人です。カナダは第三位です。

また次頁掲載写真の右側の本は、アフガンの現状についての生々しい分析で、いかにアフガンにおける真実が隠蔽されているかを述べたものです（）。左側の本はドイツのアフガン帰還兵を分析した本です（）。いずれも帰還兵のPTSD（心的外傷後ストレス障害）は深刻な問題で、ISAF派兵諸国も、ベトナム戦争における米国と同じ悩みを抱えてしまっている。

オバマ大統領は「テロとの戦い」の継続を主張していますが、参加各国の方は

「ドン引き」（撤退）モードに入っている。すでにオランダは撤退し、カナダ、ポーランドと続きます。実はこのISAFは、北大西洋条約機構（NATO）の国々が担っています。NATOは軍事同盟です。今日のテーマは「日米安保改定五〇年」ですので、議論を軍事同盟の問題に絞りたいと思います。

二 「日米安保」は普通の軍事同盟ではない

菅直人首相は所信表明演説のなかで、「日米同盟は国際的な共有財産」という表現を使いました。これは「日米同盟は国際的公共財」の言い換えです。国際社会のなかで、日米の二カ国の軍事的関係を「公共財」と自分で言ってしまうおかしさはともかく、それを菅首相までが無批判に語る「現実主義」の頽廃はすさま



ISAF の将校用軍事マップ。ドイツのアフガン帰還兵のPTSDに関する本(左)、右側の本の表紙は、アフガンでのドイツ軍戦死者。

じいものがあります。

1 集団安全保障と集団的自衛権との違い

そもそも「同盟」(alliance)とは何か。一九世紀的な攻守同盟以来、自分が攻められていないのに、盟友のために一肌脱いで武力を使用する仕組み、つまり集団的自衛権システムです。これはNATO条約五条に見られるように、加盟国のい

国に対する攻撃と見做して反撃するわけですが、自分が攻められていないのにそれが「自衛」と言えるのか。もともと集団的「自衛」権には根本的な疑問がありました。国連が誕生したとき、冷戦が始まっていたこともあり、米国の思惑から、自衛権については「個別」と「集団」の二つが憲章五一条に挿入されました。集団安全保障は、相互に対立する国々も含めて、すべてその内に取り込み、そこで加盟国の武力行使を一般的に否定して、違反国に対する最終的な力による制裁も、すべて国連安保理のもと、加盟国が共同して行うことになっていました。その例外として、厳格な基準のもとに自衛権が認められたにすぎないわけです。

他方、集団的自衛権は「仮想敵」の存在を前提として、それに対抗して「死活的利益」を共有する国々だけが「同盟」を結んで対抗する武力対決の仕組みです。ですから、集団的自衛権は、国連の集団安全保障の内側に仕掛けられた「異物」であり、それを内側から掘り崩す「癌細胞」のようなものです。集団安全保障と集団的自衛権とは、原理的にも実際的にも似て非なるものなのです。

2 日米安保条約の不思議な設計

日米安保条約は表向き、集団的自衛権ではないという設計になっています。第

五条を見ると、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」に対して、日米が共同して対処すると書いてあります。日本国内の米国とは何か。それは在日米軍基地しかない。つまり、ハワイの米軍基地が攻撃されても、第五条に基づいて日本側に共同行動は義務づけられないわけです。在日米軍基地への攻撃は「日本国内の米国」への攻撃ですが、これは日本への直接攻撃と領域的に重なる。だから、個別的自衛権の範囲内にとどまるという理解です。

普通のタイプの軍事同盟なら、集団的自衛権システムですから、そうした領域的限定はない。こんな面倒くさいことをしたのは、憲法九条が存在したからです。一九五四年の政府解釈からすれば、憲法九条は自衛権を否定してはいないから、「自衛のための必要最小限度の実力」の保持・行使は認められる。とすると、日本の領域が攻撃されないのに反撃することとは、「必要最小限度」を超えるという論理になります。

実は、新安保条約が調印される前年、東京地方裁判所が、旧安保条約に基づく米軍駐留を憲法九条に違反するとする判決を出しました(一九五九年三月三〇日「伊達判決」)。日本国憲法が想定する安全保障設計というのは、伊達判決によれば、国連による軍事的強制措置を最低線

〈レジメ抜粋〉

軍事同盟のないアジアと日本

水島朝穂（早稲田大学）

はじめに——「安保」を考える三つの「モノ」語りから

1 「日米同盟」は「国際的な共有財産」（菅直人首相の所信表明演説）なのか？

*そもそも「同盟」とは何か

*それは日本国憲法に適合するか——集団安全保障と集団的自衛権は似て非なるもの

*「冷戦後」の安全保障における三つの転換

2 「同盟」の終わり——「軍事同盟よ、お前はもう死んでいる！」

*軍事同盟（集団的自衛権システム）の存立の危機

*「NATO2020」（NATO作業グループの提案（二〇一〇年五月一七日））

*NATOの東方拡大とAMPO（アンポ）の西方拡大（Ugahung）

3 普天間「移設」問題の本質は何か

*新政権の安全保障政策の「連続と断絶」をどう診るか

*普天間「移設」問題をめぐる状況の変化

*「日米同盟」維持の危機——「極東」から「アジア・太平洋」、そして「世界のなかの日米同盟」と拡大されてきたけれど……

4 軍事同盟のないアジアと日本をめざして

*地域的集団安全保障体制の可能性

*対外（外交・防衛）政策に対する立憲的統制

*市民レベルにおける変化——アジアと沖繩

むすびにかえて——安保改定60周年はない

とする集団安全保障です。判決が軍事的強制措置についてやや楽観的な評価をしている点は、現在の憲法学の視点からすれば歴史性を感じるところですが、それはともかく、そうやって、安保条約は憲法九条との関係で深い原理的矛盾をずっと引きずってきたわけです。「普通の軍事同盟」とは異なる、第五条の規定の仕方、不思議さはそこからくるもので、「同盟」といながら、「同盟」になりきれない。そのあたりを理解せず、メディアでは近年、おおらかに「日米同盟」という言葉が使われています。

歴代の首相たちも「日米同盟」という言葉を簡単には使えないできた。それが言われるようになったのは一九八〇年代。最初は鈴木善幸首相でした。レーガン大統領との日米共同声明（一九八一年五月）で言わされたのですが、実はその意味がよくわかっていなかった節がある。帰国後、鈴木首相が「同盟には軍事を含まず」と述べたため、立つ瀬がなくなった外務大臣が辞任したのは、三〇年も昔の話になりました。

鈴木首相が辞めて、中曽根康弘首相になると、今度は野放図な「日米同盟」路線が押し進められていきます。安保条約を集団的自衛権システムとして実質的に機能させる方向です。しかし、安保改定五〇年が経過するも、条文上の改定が行

われていない点、憲法九条の存在のゆえに、完全な集団自衛権システムに完全に成りきれていないという点はおさえておく必要があります。だからこそ、冷戦後の「安保再定義」、日米安保共同宣言、二つのガイドライン（防衛協力のための指針）によって、安保条約を集団的自衛権行使の方向で機能させようとする試みが続いてきたわけです。「極東」から「アジア・太平洋地域」に対象領域を拡大することも、本来なら条約を改定して行われるべきものでした。

3 安保条約改定の脆弱面

もともと半世紀前の安保改定そのものが異様でした。これは条約で、国と国との合意ですから、憲法上国会の承認は不可欠です。しかし、衆議院での強行採決、参議院での未審議。衆参両院の片方だけの承認という、憲法上、衆院の優越があるとはいえず、一国の安全保障の基本にかかわる重要事項について、「自然承認」という形で片肺飛行的な承認で出発したことはやはり大きな傷でした。国論は二分され、衆院の強行採決だけで無理やり承認された改定安保条約は、民主的正當性の面では脆弱性をもっている。それに加えて、半世紀にわたって、国会承認を受けずに、「安保再定義」によってザル運用されてきたわけです（¹）。国民は安

保条約に賛成していると自明のように言われませんが、実は憲法九条を絡めた根本的な議論をされると困るので、ずっとなし崩し的やってきたことは記憶しておくべきです。

三 冷戦後安保の変容の方向と内容

1 距離軸と時間軸の変化

この冷戦後の「安保再定義」は、実は距離軸と時間軸で大きな変化があります⁽⁵⁾。

まず距離軸です。かつて「国防」と言えば、「国土」防衛でした。領土、領海、領空に対する侵犯を阻止するということです。この意味での「国防」はわかりやすい。冷戦時代だったら、加盟国の一つに対する武力攻撃というのは、例えば旧西ドイツ国境を超えてワルシャワ条約機構軍が侵攻してくる、つまり、「丘の向こうから戦車がやってくる」という感覚です。これに対して、冷戦後は、日本だけでなく、ヨーロッパでも、「海に向こうで戦争が始まる」というイメージになりました。つまり、「国土」防衛から、「国益」防衛を略した「国防」になった。「国益」とは何か。これはドイツの統合幕僚長をやったK・ナウマンの定義によれば、市場や資源とその本国とを結ぶ輸送ルートを「死活的利益」と捉えて、そ

の防衛が「国防」となった。貿易をやる市場は世界中に広がり、資源も世界各地から取り寄せるわけですから、それと本国との輸送ルートはほぼ地球全体にわたる。「国土」防衛と違って、距離軸は無限大、地球のすべてをカバーすることになります。日本でも八〇年代の「シーレーン防衛」あたりからはじまり、九〇年代になって「周辺事態」が入り、いつの間にか「世界のなかの日米同盟」へと拡張されてきました。これが、冷戦後の安全保障で語られる防衛の距離軸の大きな変化です。

次に時間軸の変化です。国連憲章五一条は自衛権発動の要件を定めています。「武力攻撃が発生した場合」と過去形で書いてあります。「先制自衛」それが、「テロとの戦い」のなかで、武力攻撃発生よりも前の段階での事前、予防、前倒しの「先制攻撃」が語られるようになってきた。イラク派兵は「復興支援」という形で、米国の予防的な戦争に積極的に加担したわけですね。

ここで本日、第二の「モノ」語りは、陸上自衛隊の海外派遣専門部隊、中央即応集団(CRF)の識別帽(次頁掲載の写真)です。右の黒いキャップの真ん中に世界地図が描いてあり、真ん中の赤い部分は日の丸ですが、その淵は太平洋からアジア全域にわたっています。日米

安保がグローバルなものに変容していくとき、日本側の実動部隊となるのが、この中央即応集団です。その運用思想は従来の自衛隊の「専守防衛」的なものとは異なり、すべて海外派遣仕様になっています⁽⁶⁾。日米安保と自衛隊の変容を象徴する「モノ」と言えるでしょう。

2 安保における「官」から「民」へ——戦争の民営化

本日の講演における第三の「モノ」語りは、次頁掲載の写真の中央の帽子です。米国の民間軍事会社(PMC)の大手「ブラックウォーター」の社員がかぶるものです。PMCの業務委託費は非常に高い。社員一人あたりの人件費は、米軍の下士官一人の九倍かかる。その受注割合は、湾岸戦争時は米兵五〇〇〜一〇〇〇人に一人だったものが、イラク戦争では米兵一〇人に一人がこの帽子をかぶって戦争を担っている。イラク戦争の戦費の八%が民間軍事会社に支払われています。中身も、かつては食事や輸送などもっぱら後方業務でしたが、イラク戦争では戦闘部門や情報部門まで担うようになってきた。まさに戦争における「官」から「民」への傾向です。国家による「暴力の独占」が規制緩和され、軍事のアウトソーシングが起きている⁽⁷⁾。株式会社が戦争を受注して、それが多国籍企業化していく。



ISAF参加のカナダ軍の識別帽(左)、民間軍事会社「ブラックウォーター」の帽子(中)、陸上自衛隊中央即応集団の識別帽(右)。

まさに戦争の民営化です。だから当然、戦争はなくならない。

一九六一年一月にアイゼンハワー大統領が退任の際の演説で、「軍産複合体が生まれている」「軍事力が不当に使用される災害の可能性が増大している」と警告しました(9)。脅威や危機から守るためにNATOがあるのでなく、NATOを存続させるためにその必要性(脅威や危機)が生み出されるという倒錯も、ここに根源があります。

四 NATO再定義と日米安保再定義

1 域外派兵を生き甲斐に

冷戦時代、旧ソ連を中心とするワルシャワ条約機構(WTO)に対抗する軍事同盟(集団的自衛権システム)であったNATO、旧ソ連の崩壊とWTOの解体により、存続の危機に陥っていました。自分の存在を示すために、NATO条約上の無理を承知で、一九九一年から「NATO域外派兵」(out of area)を始めました。NATOの域外に「生き甲斐」を見いだしたわけです。やがて集団安全保障の地域版である欧州安保協力機構(OSCE)が存在感を示し、コソボ紛争でもその監視団が成果を挙げつつあったとき、このままいくと、「NATOはもういらない」ということが分かってしまう。そこでNATOは、創設五〇周年を迎える一九九九年四月を前にして、旧ユーゴスラヴィアへの「空爆」を始めたわけですが、これはコソボ紛争を解決するためのやむを得ない「空爆」ではなく、NATOが存在することを示すためのアリバイ的なものでした(10)。

私は「空爆」開始の前日にドイツのボンに到着して一年間の在外研究を始めました。NATO「空爆」の本質は、軍事

同盟の存在証明のための不必要かつ、自衛権の要件も欠いた、国際法上違法な武力行使でした。当時のオルブライト米國務長官は、ナチスに国を追われた経験を持っているので、反戦派のスローガン「no more war」をもじって、「no more Auschwitz」として、ヨーロッパの民主系の政府首脳に「空爆」への決断を迫りました。そのオルブライトが、このほど一〇年ぶりに表舞台に登場しました。

2 「不確実性」と「予測不可能性」がキーワード

昨年のNATO六〇周年の年に設置されたNATO専門家委員会が、この五月一七日、「NATO 2020」という報告(全五五頁)をまとめました。その委員長はオルブライト元國務長官です。副委員長は何と、国際石油資本ロイヤル・ダッチ・シェルの元CEO(最高経営責任者)という生々しき。「石油のための戦争」という観点から、NATO条約五条の新定義と「脅威」拡大を狙っているという批判がすぐに挙がりました(10)。

第五条は、前述のように、集団的自衛権発動の要件が定めてありますが、専門委員会報告は、この武力行使の要件を新しく定義して、「不確実性」と「予測不可能性」を含めました。また、条約の改定を行わないで、市場・資源などを五条

の保護対象とする、NATO新定義を行っています。さらに、「包括的アプローチ」として、「軍民協働」をうたっています。「官」から「民」への方向をNATOに取り入れるわけです。この報告は、一月のリスボンにおけるNATO首脳会議で正式に決定されます。まさに「NATO再定義」です。これにより、東欧諸国を吸収して現在二八カ国に膨れ上がったNATOは、「防衛同盟」から「介入同盟」へと転換したとされています。

平和学者のJ・ガルトウングは、「NATOの東方拡大」と「AMPO（アンポ）の西方拡大」に着目しています⁽¹⁾。NATOは創設六〇周年、日米安保は改定五〇周年の節目をそれぞれ迎え、ともに二〇二〇年を目処に、質的な転換をはかろうとしている。これは米国の世界軍事戦略の変化に対応して、ヨーロッパと日本の軍事同盟により世界を軍事的に管理していく仕組みを完成させる。その際、ともに巨大な軍事同盟を維持する最後のキーワードが「不確実性」と「予測不可能性」というのは象徴的です。つまり、バーチャルな、はっきりしないものを存在根拠にしなければならぬほど、軍事同盟の根っこは不安定化しているとも言えるでしょう。また、条約の改定という、民主的正当性を得るための議会の承認を経ないで、解釈・運用によってそれを行

うという点でも共通しています。

莫大なお金を必要とする巨大な軍事同盟を維持する必要性は、いまや「不確実性」と「予測不可能」という不確実で、曖昧なものしかなくなりました。そして、もう一つ、この軍事同盟を「防衛同盟」から「介入同盟」に転換することを、議会の承認を経ないで、解釈・運用でやるという点でも、民主的正当性が脆弱になっている。こういう点から、「軍事同盟に未来はない」と言えるわけです。

3 普天間問題は「安保再定義」の終わりの始まり?

五月四日、沖縄を訪れた鳩山由紀夫首相(当時)は、「学べば学ぶほど「海兵隊の」抑止力(が必要と)の思いに至った。「認識が」浅かったと言われれば、その通りかもしれない」という脱力的発言をしました。「最低でも県外」と言ってきた首相の「最低の結論」です。その際、「抑止力」の根拠として、北朝鮮の問題や、周辺諸国における「不確実性」を挙げました。ここでも「不確実性」です。鳩山首相が沖縄海兵隊の存在について一時は疑問をもったことは確かで、実はそこに「貴重な芽」がありました。

実際、普天間には一〇数機の固定翼機と三〇数機のヘリコプターが常駐していると言われますが、たびたび国外に派遣

され、普天間が、もぬけの殻同然になる場合も少なくない。米国「QDR 2010」(四年ごとの国防計画見直し報告)をしっかりと分析して、米軍の全体計画のなかで、沖縄海兵隊の位置づけを検証していけば、辺野古沖に新たな基地建設を行う積極的意味や必要性は、実は米側からも出てこないことがわかります。安保条約は、米国が望めば日本のどこにでも基地を作れる「全土基地方式」という、まともな主権国家間では考えられないような不平等条約です。半世紀以上のその「迎合」と「忖度」の精神構造でやってきたのですが、政権交代後もそれは一向に変わりません。鳩山首相がほんのちよつと「違った道」を示すや否や、日米の安保利権勢力によりアツという間につぶされました。本人の認識と自覚と度量がなかったことも大きいですが、でも、沖縄の基地問題をここまで全国区にしたことは、鳩山さんの「貢献」と言えます。

実は沖縄海兵隊不要論は米国内にもあります。米民主党の重鎮、バーニー・フランク下院歳出委員長は、「米国が世界の警察だという見解は冷戦の遺物であり、時代遅れだ。沖縄に海兵隊がいる必要はない」と公に語ったことから、米国内で在沖米海兵隊不要論がにわかに高まっています。背景には、深刻な財政赤字と、リーマンショック以降の不況で、国民の

不満が膨大な軍事費にも向かい始めていくことがあります⁽¹²⁾。

五 むすびにかえて ——軍事同盟のないアジア と日本をめざして

レジュメの最後に「安保改定六〇年はない」と書いたのは、「六〇年安保の六〇周年はない」ということです。あと一〇年、一九六〇年に改定された安保条約が、「安保再・再…定義」でもつだろうが、NATOは今年一月のNATO首脳会議(リスボン)でその方向を確定します。同じ一月にオバマ大統領が来日して、「日米新・新安保共同宣言」を出す方向で進んでいます。しかし、鳩山政権の「迷走」のおかげで、その方向が簡単にはいかなくなった。ぎくしゃくした形での宣言は出るでしょうが、六〇年安保条約の条文をそのままにした解釈・運用には限界が来ています。日米間の状況アジアの変化がそれを許すだろうか。

この場合、二つのベクトルが考えられる。より軍事同盟の色彩を強めた集団自衛権条約にアップグレードする方向。もう一つは、アジアにも地域的な集団安全保障の枠組(OSCA)が生まれる方向です。鳩山の「東アジア共同体」の残り火もいろいろと尾をひくでしょう。中国の軍

拡、北朝鮮の跳梁ということだけで、一気に集団的自衛権行使に進むほど単純ではない。逆に、アジアに別の大きな政治変動が起こり、新しい安全保障枠組が必要となる可能性もある。いつまでも日米安保の狭量な枠ではやっていけなくなる。この時は日米安保が歴史的遺物となってその使命を終えます。自衛隊の平和憲法的「解編」の課題も生まれてきます⁽¹³⁾。この一〇年はその意味では正念場と言えます。そのためには、日米安保を自明の前提として安全保障を考えるのではなく、誰が、何に対して、何を、どのように、どの程度守るのかという、安全保障の根本問題を正面から議論していくことが大切でしょう。

注

- (1) アフガン死者のデータはいろいろな数字がある。講演の時は <http://www.defenselink.mil/news/21490>。
- (2) J.Reichert/J.Meyer: Ruhe in Frieden, Soldaten in Afghanistan, 2010, S.1-288.
- (3) U.S. Werner(Hrsg.), Kriegsteilnehmer der Bundeswehr — Ich krieg mich nicht mehr unter Kontrolle, 2010, S.1-288.
- (4) 詳しくは、拙稿「日米安保を根底から考え直す」世界編集部編『日米安保Q&A』「普天間問題」を考えるために(岩波ブックレット, 二〇一〇年) 六〜一九頁。

(5) 拙稿「安全保障」を法的にどう考えるか『法学セミナー』二〇〇七年一月号八〜一三頁参照。

(6) 拙稿「米軍transformationと自衛隊の形質転換」法律時報増刊『安保改定五〇年—軍事同盟のない世界へ』(日本評論社, 二〇一〇年) 四九〜五四頁参照。

(7) E.Krahmann, States, Citizens and the Privatization of Security, 2010, p.119-155.

(8) 山本美彦『民営化される戦争』(ナカニシヤ書店, 二〇〇四年) 四九〜五一頁。

(9) 拙稿「ドイツ基本法50年と軍事法制」『法律時報』一九九九年八月号二九〜三四頁。

(10) ドイツの平和団体のサイト(<http://www.mi-online.de>)参照。

(11) J.Galtung, Die Zukunft der Menschrechte, 2000, S.126.

(12) 与那覇路代・琉球新報ワシントン特派員『琉球新報』二〇一〇年七月一六日付。

(13) 本稿についての諸論点については、筆者のホームページ(<http://www.asah.com>)のバックナンバーの直言を参照。全体的視点については、拙稿「平和政策への視座転換—自衛隊の平和憲法的『解編』に向けて」深瀬忠一・上田勝美・稲正樹・水島朝穂編著『平和憲法の確保と新生』(北海道大学出版会, 二〇〇八年) 二七五〜三〇一頁参照。

水島朝穂(みずしま あさほ)
一九五三年東京生まれ。広島大助教授などを経て、九六年より現職。
最新刊『一八歳からはじめる憲法』法律文化社、『日米安保Q&A』岩波ブックレット(共著)。NHKラジオ第一放送「新聞を読んで」レギュラー一二年。ホームページ(<http://www.asah.com>)。